

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、その翌日)

### ◇告 示

#### 目 次

- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退許可をすべき皆伐面積の限度
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 土地の立入りの通知
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 道路の位置の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百六十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十二年八月十五日	高田内科医院	境港市東雲町七番地	高田貢太郎

  

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十二年八月十四日	高田内科医院	境港市東雲町十八番地

### 鳥取県告示第五百七十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の第三項の規定により、昭和四十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度	単位区域名
	市郡町村名	大字名字名		
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域		一、三・五・八二	八頭地区

"	"	"	"	"	"	"	"	"	土砂流出防 備保安林	水源かん養 保安林	"	"	"	"	千害防備保 安林	"	"	"	土砂流出防 備保安林	
"	"	氣高	鳥取	"	"	岩美	"	八頭	八頭	氣高	岩美	鳥取	"	"	"	"	"	"	八頭	
青谷	鹿野	氣高		福部	国府	岩美	郡家	河原	河原	河原	郡家	用瀬	"	"	"	船岡	用瀬	船岡	智頭	
												赤波	"	水口	"	殿			若桜	
														池ノ内下平	血見谷東平	明見谷東平	喜才谷山			
〇・六八	一〇・二三	一〇・〇八	四〇・七二	〇・三〇	四〇・〇〇	八七・四七	七〇・〇四	一〇・九八	二五・三一	二五・三一	一〇・九二	一〇・九二	一〇・九二	一〇・四六	一〇・四六	一〇・三八	一〇・三八	一〇・三八	〇・二二	
青谷	鹿野	氣高	鳥取	福部	国府	岩美	郡家	河原	鳥取地 区	赤波	池ノ内 下平	血見谷 東平	明見谷 東平	山喜才 谷	山喜才 谷	用瀬	船岡	智頭	若桜	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	千害防備保 安林	"	"	"	"	土砂流出防 備保安林	水源かん養 保安林	"	"	千害防備保 安林	
"	"	"	"	"	"	"	"	東伯	"	倉吉	"	"	"	東伯	倉吉	倉吉	東伯	氣高	鳥取	岩美
"	"	"	"	"	"	"	"	東郷	"		東伯	関金	三朝	東郷			"	鹿野	岩美	岩美
倉坂	福永	野田	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津							水谷	末用	高路	長谷
三・四四	一・七二	六・三四	〇・七六	〇	〇・〇八	一〇・〇〇	〇・〇四	〇・六六	一〇・〇六	〇・三〇	〇・七八	一八・一三	二一・九〇	四〇・二一	二五・〇八	四八・二・九八	二・七二	六・六三	七・五九	四・二二
倉坂	福永	野田	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東伯	関金	三朝	東郷	倉吉	倉吉地 区	水谷	末用	高路	長谷

水源かん養 保安林	米子 西伯	溝口 江府	三八八・六六 区	米子地
土砂流出防 備保安林	西伯 中山	中山	〇・六四	中山
"	"	大山	三・九二	大山
"	"	会見	一・三二	会見
"	"	岸本	四・六六	岸本
"	"	西伯	三・六二	西伯
"	米子	米子	〇・一〇	米子
"	日野	溝口	四・三二	溝口
"	"	江府	二・四四	江府
干害防備保 安林	西伯 大山	宮内 坊領	九・九八	宮内 坊領
"	"	赤松	〇・〇六	門野
"	"	長田	二・二〇	孝霊山
"	"	法勝寺	〇・八二	法勝寺
"	西伯	伐株	〇・一〇	大谷奥
水源かん養 保安林	日野 日南	日野 日南	四五七・八一	日野地 区
土砂流出防 備保安林	"	日野	〇・五八	日野
"	"	日南	三・六六	日南

鳥取県告示第五百七十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査

査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査、投薬又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びピロプラズマ病予防のため

二 実施する区域 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。  
2 肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査及びだに駆除牛。

ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。  
四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査、投薬又は駆除の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 5 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 6 だに駆除 BHC散布

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施日期	実施区域	実施場所	実施日期	
			一	二
九月二十五日	日南町	中石見、下石見、花口検診場	十月二日	大栄町
九月二十六日	日野町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	十月五日	大栄町
九月四日	大山町	妻木	十月二十九日	赤碕町
九月十一日	名和町	光徳	十月三十日	三朝町
九月十八日	名和町	旧奈和	十月三十一日	倉吉市
九月二十五日	大山町	長田	十一月二日	赤碕町
九月二十五日	上坪、小竹	坂の上、笹津、梅田、向原	十一月五日	赤碕町
九月二十五日	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所、福庭、清谷	十一月八日	赤碕町
九月二十五日	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	横田、福光、国分寺	十一月十一日	赤碕町
九月二十五日	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	横手、片柴、坂本、吉田	十一月十二日	赤碕町
九月二十五日	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	西高尾、東高尾、下種	十一月十三日	赤碕町
九月二十五日	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	八幡、別所、上別所	十一月十四日	赤碕町
九月二十五日	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	杉谷、赤碕、畜産試験場	十一月十五日	赤碕町
九月二十五日	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場	島、穂波、西穂波、干目	十一月十六日	赤碕町

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施日期	実施区域	実施場所
九月四日	大山町	妻木検診場
九月十一日	名和町	光徳
九月二十五日	大山町	旧奈和
九月九日	名和町	長田
九月十六日	日南町	上坪、小竹
九月二十三日	日南町	丸山、三栄、矢戸
九月三十日	日野町	太田、神福
九月十八日	倉吉市	中石見、下石見、花口
九月二十五日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
九月二十六日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
九月二十七日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
九月二十八日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
九月二十九日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
九月三十日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月一日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月三日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月四日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月五日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月六日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月七日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月八日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月九日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十一日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十二日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十三日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十四日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十五日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十六日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十七日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十八日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月十九日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十一日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十二日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十三日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十四日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十五日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十六日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十七日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十八日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月二十九日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月三十日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場
十月三十一日	赤碕町	中菅、黒坂、安原、濁谷、舟場

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
九月 十三日	岸 本 町	小林 検 診 場
" 十四日	"	"
" 十六日	中 山 町	萩 原 " "
" 十九日	"	高 橋 " "
" 二十一日	名 和 町	神 田 " "
" 二十二日	"	"
" 二十五日	大 山 町	香 取 " "
" 二十六日	"	"
" 二十七日	"	"
" 二十八日	中 山 町	庄 田 " "
" 六日	江 府 町	奥 山 " "
" 七日	日 南 町	上 坂、名 谷 "
" 八日	"	豊 栄 " "
" 十一日	"	大 草 山 " "
" 十二日	"	大 菅 " "
" 十三日	"	細 尾、笠 木 "
" 十四日	"	中 萩、阿 毘 縁 "
" 十八日	溝 口 町	榊 水 原 " "
" 十九日	江 府 町	東 山 " "
" 二十日	"	大 平 原 " "
" 二十二日	"	栃 谷 " "
" 二十五日	"	下 敷 屋 " "

鳥取県告示第五百七十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 日野川改修事業に関連する法勝寺川改修工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市観音寺、宗像、福市、兼久、大袋、青木及び榎原地内  
西伯郡西伯町大字境、大字福成、大字北方、大字阿賀、大字原、大字倭、大字法勝寺、大字西、大字馬場、大字落合及び大字鴨部地内

- 四 立ち入ろうとする期間

昭和四十二年九月二日から

昭和四十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第五百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年九月一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	変更前 後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	米子石見 新見線	日野郡日南町菅沢字ハチカミ谷 尻七〇番の二から 同郡日野町福長字上ミ原垵二〇三 番の二まで		変更前 三〇・一五〇	変更後 六〇・一六〇	四六五・〇 四六五・〇

鳥取県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年九月一日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年九月一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
県道	米子石見 新見線	日野郡日南町菅沢字ハチカミ谷尻八七 〇番の二から 同郡日野町福長字上ミ原垵二〇二番 の二まで		昭和四十二年九月一日

鳥取県告示第五百七十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年八月三十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】

昭和四十二年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原一丁目一〇七 有限会社湖南開発 代表取締役 森岡祐太郎	鳥取市布勢字大段三八一番地四 三三八〇〃 三七五〃 三七六〃 三七七〃 三七八〃 三七九〃 三四四〃 三四五〃 三四三〃 三四六〃 三四六〃 三五〇〃 三五一〃 三四六〃 三四五〃 三四七〃	幅員 四メートル 延長 四五九・六メートル